

第 3 回 鶴 岡 市 総 合 計 画 審 議 会 社 会 基 盤 専 門 委 員 会

平成 2 6 年 1 月 2 0 日
午後 1 時～
鶴岡市役所 6 階大会議室

次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) 鶴岡市総合計画後期基本計画（社会基盤分野）の案について

(2) その他

4 閉 会

第1章

※下線部分は変更点

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成	第1節 互いに顔が見える地域 コミュニティづくり	(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成 (2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり (3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成
第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備	第2節 地域の防災・防犯力の強化	(1) 防災基盤の強化 (2) 地域防災力の確保 (3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実 (4) 交通安全教育の推進 (5) 地域の防犯体制の整備
第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保	第3節 消防・救急体制の強化	(1) 消防力の充実 (2) 新たな住宅防火対策の推進 (3) 救命救急体制の整備 (4) 消防団員の確保
第4節 環境の美化・保全活動の 推進	(1) 地球環境保全対策の推進 (2) 自然環境の保全 (3) 地域の環境美化・保全 (4) 環境教育の推進	第4節 <u>資源循環型社会の形成</u>	<u>(1) 新たな廃棄物処理施設の整備</u> <u>(2) 資源循環型社会への転換</u> <u>(3) ごみ減量化・資源化の推進</u> <u>(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用</u>
第5節 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環型社会への転換 (2) ごみ減量化・資源化の推進 (3) 環境に配慮したエネルギーの活用 (4) 地下水の保全・涵養と適正な利用	第5節 <u>エネルギーの地産地消の推進</u>	<u>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大</u> <u>(2) 省エネルギーの推進</u> <u>(3) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進</u>
		第6節 <u>環境の美化・保全活動の推進</u>	<u>(1) 地球環境保全対策の推進</u> <u>(2) 自然環境の保全</u> <u>(3) 地域の環境美化・保全</u> <u>(4) 環境教育の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	<p>こころと体の健康増進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) すこやかに生み育てる環境の整備 (2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸 (3) こころの健康づくりと自殺の予防 (4) 市民との協働による健康づくり活動の推進 (5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進 	第1節	<p><u>少子化対策の推進と健やかな子どもの育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>少子化対策の推進</u> (2) <u>子どもの健やかな成長の促進</u> (3) <u>仕事と子育ての両立支援</u>
第2節	<p>温かい福祉の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり (2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備 	第2節	<p><u>こころと体の健康増進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>すこやかに生み育てる環境の整備</u> (2) <u>生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸</u> (3) <u>こころの健康づくりと自殺の予防</u> (4) <u>市民との協働による健康づくり活動の推進</u> (5) <u>豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進</u>
第3節	<p>障害者の自立生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者の相談支援体制の充実 (2) 障害者の地域生活支援の充実 	第3節	<p><u>温かい福祉の地域づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり</u> (2) <u>新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備</u>
第4節	<p>高齢者がいきいきとした地域の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の適切な運営 (2) 介護予防の充実 (3) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備 (4) 高齢者の社会参加の促進 	第4節	<p><u>障害者の自立生活の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者の相談支援体制の充実</u> (2) <u>障害者の地域生活支援の充実</u>
第5節	<p>健やかな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健やかな成長の促進 (2) 仕事と子育ての両立支援 	第5節	<p><u>高齢者がいきいきとした地域の実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>介護保険制度の適切な運営</u> (2) <u>介護予防の充実</u> (3) <u>認知症支援策の充実</u> (4) <u>地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備</u> (5) <u>高齢者の社会参加の促進</u>
第6節	<p>医療の提供体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担 (2) 災害医療を含む救急医療体制の整備 (3) 医師及び看護師などの医療従事者の確保 (4) 在宅患者及び家族に対するサポート体制の充実 	第6節	<p><u>医療の提供体制の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担</u> (2) <u>災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応</u> (3) <u>医師及び看護師などの医療従事者の確保</u> (4) <u>在宅患者及び家族に対する支援体制の充実</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実	第1節 学校教育の充実	(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進 (2) 適正な教育環境整備 (3) 高等学校教育の充実
第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積	第2節 高等教育機関の充実	(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積
第3節 地域のなかでの人づくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進	第3節 地域のなかでのづくり	(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり (2) 社会教育施設等の充実 (3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり (4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成 (5) 男女共同参画の推進
第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) 伝統文化の継承と文化資源の保存研究	第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承	(1) 市民の芸術活動の環境の充実 (2) <u>伝統文化と文化資源の保存継承</u>
第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営	第5節 市民スポーツの振興	(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成 (2) 地域の活力となる競技スポーツの振興 (3) 充実したスポーツ施設の運営
第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進	第6節 都市交流の推進	(1) 国内都市交流の推進
第7節 国際交流の推進	(1) 「草の根国際交流」活動の推進 (2) 国際都市交流の推進 (3) 多文化共生の推進	第7節 国際交流の推進	<u>(1) 多文化共生の推進</u> <u>(2) 国際都市交流の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系			
第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくりと多角化 (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備	第1節	持続的に発展する農業の振興	(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保 (2) 地域の特性を生かした産地づくり____ (3) 環境保全型農業の推進 (4) 農業生産基盤と農山村の環境整備
第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用	第2節	森林資源の有効な保全と活用	(1) 適正な森林経営と循環システムの構築 (2) 森林環境の保全 (3) 地域資源としての森林の利活用 (4) 森林バイオマスの利活用
第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保	第3節	安定した水産業の振興	(1) 安定した漁業経営の推進 (2) 漁業の担い手の確保
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化	第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり (2) 交流人口の拡大による地域の活性化
第5節	新たな技術・流通等に関する研究開発の推進	(1) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進	第5節	<u>農林水産業の6次産業化の促進</u>	(1) <u>農林水産業の6次産業化の支援</u> (2) <u>新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進</u> (3) <u>地産地消の推進</u>

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	(1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興	第1節 <u>雇用の促進とはたらく力を高める人づくり</u> (1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 先進的な事業活動を支える人材の育成
第2節	まちの賑わいを創る産業の振興	(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興	第2節 <u>地域の強みを生かした地力ある産業の振興</u> (1) 競争力のある企業の集積 (2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興
第3節	はたらく力と意欲を高める人づくり	(1) 先進的な事業活動を支える人材の育成 (2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出 (3) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進	第3節 <u>まちの賑わいを創る産業の振興</u> (1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり (2) 多様な交流による中心商店街の活性化 (3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実	第4節 鶴岡ならではの観光の振興 (1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進 (2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出 (3) 観光客受け入れ環境の充実 (4) 観光推進組織の強化と人材の育成 (5) 特産品の育成と物産展の充実

鶴岡市総合計画後期基本計画(案)の施策体系新旧対照表

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

現基本計画の施策体系		後期基本計画の施策体系	
第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の個性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備 	第1節 快適な都市環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適な市街地と集落の基盤形成 (2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり (3) 地域の特性を生かした景観形成 (4) 賑わいある中心市街地の形成 (5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全
第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 (5) 中心市街地における歩行回遊性の向上 (6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理 (7) 公共交通ネットワークの確保 (8) 港湾の利活用と魅力の創出 	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進 (2) 高速交通ネットワークの充実 (3) 情報社会に対応した環境整備の推進 (4) 幹線道路網の整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> (5) <u>道路利用者の視点にたった市道整備と管理</u> (6) <u>公共交通ネットワークの確保</u> (7) <u>港湾の利活用と魅力の創出</u>
第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住まいづくり (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 快適で安全・安心な住環境整備 (2) 住宅・建築物の耐震化の向上 (3) 既存ストックの維持管理と有効活用 (4) 安全な水の安定供給 (5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営 (6) <u>雨水対策事業の促進</u>
第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備 	第4節 治水と市土の保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川の整備 (2) 砂防施設等の整備 (3) 海岸の整備

（変更前）

（変更後）

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

第1節 快適な都市環境の形成

(1) 快適な市街地と集落の基盤形成

○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、コンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した市街地や集落の形成を図ります。

○主な施策

- ①※都市計画区域を平坦部に広く拡大するとともに※区域区分を実施し、一体的な土地利用を図ります。
- ②既成市街地や既存集落では、その地域の特性に配慮した土地利用の誘導を図り、個性豊かな維持、発展を支えます。

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

第1節 快適な都市環境の形成

(1) 快適な市街地と集落の基盤形成

○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した持続可能な活力ある市街地や集落の形成を図ります。

○主な施策

- ①都市計画マスタープランの見直しを進めるとともに、コンパクトで持続可能な市街地の形成を図っていくため都市再興基本計画を策定します。
- ②都市計画区域内の既成市街地や既存集落では、区域区分に基づきその地域の特性に配慮した土地利用の誘導を図り、個性豊かな維持、発展を支えます。
- ③地域経済を支える新たな土地利用については、既存ストックの活用を図るとともに、計画的な開発による都市基盤整備を進めます。
- ④地区の特性にふさわしい良質な生活環境の維持・創造を促進するため、地区計画制度などによるまちづくり計画の活用を図ります。

(変更前)

(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進します。

○主な施策

- ①地域活動の拠点に※用途地域を指定し、秩序ある快適な都市環境の維持、創出を図ります。
- ②地域の個性、創意工夫を源泉に、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

(3) 地域の個性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、地域ごとに進めてきた景観形成の方針を新市全体の景観計画に位置付け、地域の豊かな個性を生かした景観形成を推進します。

○主な施策

- ①大規模な建築物、工作物の建築行為は届出を義務付け、良好な景観を損なうものの立地を規制します。
- ②景観上重要な地区として保全されてきた区域は景観計画に位置付け、きめ細やかな規制や誘導を行います。

(変更後)

⑤鶴岡市街地北部の市街化区域内大規模未利用地となっている茅原地区については土地区画整理事業により計画的に市街地形成を図ります。

(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づき現代にいきづく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

○主な施策

- ①歴史的風致維持向上計画事業の促進を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定、活用を行うなど歴史的建造物や伝統的な人々の営みをいかしたまちづくり、地域づくりを進めます。
- ②地域の個性、創意工夫を源泉に、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

(3) 地域の特性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、景観計画に基づき、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな個性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

○主な施策

- ①大規模な建築物、工作物の建築行為は届出を義務付け、良好な景観を損なうものの立地を規制します。
- ②歴史的風致維持向上計画に位置づけられた重点区域など景観上重要な地区として保全されてきた区域は景観計画に位置付け、建築物や工作物のほか土地利用についてもきめ細やかな規制や誘導を行います。

(変更前)

③美しい田園風景や山々の眺望景観を保全するため、建築物の高さの規制や誘導を図ります。

(4) 賑わいある中心市街地の形成

○施策の方向

地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての中心市街地」の形成とその充実を図ります。

○主な施策

- ①歩行者交通ネットワークとまちの賑わい創出とが連携した「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ②先端的な要素と伝統的な要素が共存する鶴岡公園周辺では、互いの魅力が調和したまちづくりを推進します。
- ③市民の快適性と利便性の向上のために、景観の保全に配慮した都市機能の集積を図ります。
- ④交通結節点である鶴岡駅前地区では、その立地条件を生かし、企業間交流や産学連携などの活動の支援を図ります。
- ⑤市民と協働でまちづくりを進めるため、目標や関連する情報を市民と行政の間で共有するとともに、市民のまちづくり活動を支援します。

(変更後)

③美しい田園風景や山々の眺望景観を保全するため、建築物の高さの規制や誘導を図ります。

④景観を生かしたまちづくりを進めていくための地域ごとのガイドライン作成を進めます。

(4) 賑わいある中心市街地の形成

○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

○主な施策

- ①市民の快適性、利便性の向上と中心市街地の活性化のために、都市機能の集積と民間事業などによる立地誘導を図ります。
- ②交通結節点である鶴岡駅前地区では、その立地条件を生かした民間事業による土地・施設の活用を促進します。
- ③密集住宅地の狭小宅地・狭あい道路の改良を伴う区画再編事業を支援するとともに、中心部への若年世帯のまちなか居住回帰の誘導を図ります。
- ④先端的な要素と伝統的な要素が共存する鶴岡公園周辺では、互いの魅力が調和したまちづくりを推進するとともに、内川周辺を中心商店街につなぐエリアとしてまちづくりを進めます。
- ⑤小路を活用するなど個性ある歩行者交通ネットワークとまちの賑わい創出とが連携した誰もが楽しく「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ⑥市民と協働でまちづくりを進めるため、目標や関連する情報を市民と行政の間で共有するとともに、担い手の育成を図るなど市民のまちづくり活動を支援します。

(変更前)

(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備

○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を、市民と協働しながら推進し、市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

○主な施策

- ①市街地では、スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支えることにも配慮し、公園、緑地、広場を整備します。
- ②公園、緑地、広場への植樹等による緑化の一層の推進と沿道における既往の巨木や並木などの緑樹、緑陰の保護、充実を合わせ、緑と森のネットワークを形成します。
- ③郊外では、田園や山並みへの広い眺望を損なうことのないよう配慮し、かつその眺望を生かしながら、スポーツ、レクリエーションの場を提供します。
- ④公園、緑地、広場などの配置や設計にあたっては、場所に応じて、緊急時の避難場所、延焼防止もしくは遊水地などの防災機能との複合化に配慮します。付随する駐車場や駐車施設の設置にあたっては、公園、緑地、広場の魅力を損なわないよう規模、配置、デザインに配慮します。

(変更後)

(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園、緑地の整備と保全を市民と協働しながら推進し、緑のネットワーク形成と市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

○主な施策

- ①スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支えることにも配慮し、地域の特性を生かした公園、緑地、広場の整備を進めます。
- ②地域との協調・協力による公園、緑地などの整備と維持保全を進めます。
- ③誰もが安全で安心して利用できる公園、緑地等の保全と施設設備の維持更新を計画的に進め、長寿命化と経費の節減を図ります。
- ④鶴岡公園の桜など市民に親しまれている樹木の保護と計画的更新を進めます。
- ⑤公園、緑地、広場などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインと防災機能の拡充に配慮します。

(変更前)

(変更後)

第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

○主な施策

- ①連携の基盤となる高速交通ネットワークの整備など日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ②東北日本海沿岸地域等の自治体との自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。
- ③東日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流を推進します。

○主な施策

- ①連携の基盤となる高速交通ネットワークの整備など日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ②東北日本海沿岸地域等の自治体との自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。
- ③東日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流を推進します。

(2) 高速交通ネットワークの充実

(2) 高速交通ネットワークの充実

○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

○主な施策

- ①高速道路は、未整備となっている日本海沿岸東北自動車道の県境部分、山形自動車道の月山道路部分の整備を促進し、全国の高速道路網につながるネットワーク機能の充実を図ります。

○主な施策

- ①高速道路は、早期開通が望まれる日本海沿岸東北自動車道の新潟県境区間の事業を促進するとともに、山形自動車道の月山道路部分の整備を促進し、全国の高速道路網につながるネットワーク機能の充実を図ります。

(変更前)

- ②庄内空港に関しては、東京線や大阪線の増便のほか、運航ダイヤの改善など、利用しやすい環境づくりに努め、運航の拡充を図ります。
- ③鉄道に関しては、羽越本線の在来線高速化、及び新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換えの早期実現に向け取り組みます。

(3) 情報社会に対応した環境整備の推進

○施策の方向

地域や世代によらず、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができる※ユビキタス情報社会の実現をめざし、新しい技術に目を向け、国、県や関係機関、民間事業者との連携を密接にし、セキュリティ対策も含め、情報社会に対応した環境を整備します。

○主な施策

- ①地域のニーズに応じた※ブロードバンドサービスが利用できるよう、環境の整備を促進します。
- ②地上デジタル放送の進捗にあわせて関係機関と協調し、デジタル放送の完全移行を推進します。
- ③必要な場所の全てで、事業者や機種に関わらず携帯電話が利用可能となる環境の整備を促進します。
- ④市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりに役立つ情報サービスが多く創出されるよう、産学官民が連携、協働し、ICTの活用を推進します。

(変更後)

- ②日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間の開通にあわせ、「あつみ温泉IC」「鼠ヶ関IC（仮称）」の周辺整備について検討を進め、その整備計画を策定します。
- ③庄内空港に関しては、東京線の増便や運航ダイヤの改善など、利用しやすい環境づくりに努めるとともに、大阪線の復便など、運航の拡充を図ります。
- ④鉄道に関しては、羽越本線の在来線高速化、及び新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換えの早期実現に向け取り組みます。

(3) 情報社会に対応した環境整備の推進

○施策の方向

市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりのため、新たな情報通信技術を活用し、国、県や関係機関、民間事業者との連携を図りながら、情報社会に対応した環境を整備します。

○主な施策

- ①災害時の通信手段の確保と市民や観光客などの利便性の向上のため、※公衆無線LAN環境の整備を推進します。
- ②地域のきめ細やかな情報発信や市民が連携して協働のまちづくりを進めるため、ホワイトスペースを活用した地上一般テレビ放送（エリア放送）等の検討、整備推進とソーシャルネットワーキングサービス（※SNS）の利活用を推進します。
- ③地域の地理空間情報、防災情報や人口統計などの情報を、誰もが自由に利用できるようにすることにより、市民の安全・安心、起業や事業拡大による地域経済の活性化を図るため、公共データなど地域のさまざまな情報の整備と利活用を推進します。

(変更前)

(変更後)

(4) 幹線道路網の整備

○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

○主な施策

- ①国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭あい区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支える道路ネットワークの強化を図ります。
- ②都市間、地域間交通を円滑にするため、主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進します。
- ③都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

(5) 中心市街地における歩行回遊性の向上

○施策の方向

高齢社会に対応した「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するために、中心市街地に快適な歩行空間を構築します。

○主な施策

- ①高齢社会を考慮し、歩行者交通に配慮した道路整備と更新を推進します。
- ②歩行空間にベンチや交流スペースを設けるなど、歩いて楽しい道路づくりに努めます。
- ③歩行空間を整備する際は、年齢や障害の有無などにかかわらず、より多くの人々が利用可能であるユニバーサルデザインに配慮します。
- ④小路を活用するなど、鶴岡ならではの個性ある歩行空間ネットワーク

(4) 幹線道路網の整備

○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

○主な施策

- ①国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭あい区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支え、観光振興にもつながる道路ネットワークの強化を図ります。
- ②都市間、地域間交通を円滑にするため、主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進します。
- ③都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

細節全削除

(変更前)

(変更後)

の構築を検討します。

(6) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

○主な施策

- ①市街地中心部と地域を結ぶ道路、地域と地域を結ぶ道路など日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など豊かな地域資源を活用するための道路整備を推進します。
- ②身近な生活道路の整備では、交通弱者に対応した※バリアフリー対策や狭あい市道対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ③冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守るため、道路の防雪及び除雪対策の充実を図ります。
- ④災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑤橋梁等の重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期を迎える土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。
- ⑥市民と協働で取り組んでいる体制をもとに、道路の除草など日常的な施設の維持管理を行い、良好な沿道の環境を維持します。

(7) 公共交通ネットワークの確保

○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日

(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

○主な施策

- ①市街地中心部と地域を結ぶ道路、地域と地域を結ぶ道路など日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など豊かな地域資源を活用するための道路整備を推進します。
- ②中心部の自動車交通の利便性を高めるため、一方通行を見直しし、道路整備を図ります。
- ③身近な生活道路の整備では、交通弱者や高齢化社会に対応した※バリアフリー対策や狭あい市道の改良や安全な通学路対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ④冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守るため、道路の防雪及び除雪対策の充実を図ります。
- ⑤災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑥橋梁等の重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期を迎える土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。

(6) 公共交通ネットワークの確保

○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日

(変更前)

常の移動手段を確保します。

○主な施策

①バス事業を取り巻く社会的な環境の変化に対応しながら、実態に即した利用拡大の方策について民間事業者等との検討を行い、既存の民間バス路線の維持存続に努めます。また止むを得ず廃止されるバス路線については、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入等を支援し、地域の公共交通を維持します。

②羽越本線について、利用しやすい運行ダイヤなど利便性の向上や、一層の安全輸送の確保について事業者働きかけるとともに、全線複線化の実現を促進します。

(8) 港湾の利活用と魅力の創出

○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興の基盤となる港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図ります。

○主な施策

①入港船舶の安全と防災対策のため、加茂港及び鼠ヶ関港の整備を推進します。

②地域の振興を図るため、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組みを展開し、港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

(変更後)

常の移動手段を確保します。

○主な施策

①バス事業を取り巻く社会的な環境の変化に対応しながら、実態に即した利用拡大の方策について民間事業者等との検討を行い、既存の民間バス路線の維持存続に努めます。また止むを得ず廃止されるバス路線については、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入等を支援し、地域の公共交通を維持します。

②羽越本線について、利用しやすい運行ダイヤなど利便性の向上や、一層の安全輸送の確保について事業者働きかけるとともに、全線複線化の実現を促進します。

(7) 港湾の利活用と魅力の創出

○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進します。

○主な施策

①入港船舶の安全と防災対策のため、加茂港及び鼠ヶ関港の整備を推進します。

②地域の振興を図るため、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組みを展開し、港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

(変更前)

(変更後)

第3節 安全・安心な生活基盤の整備

(1) 快適で安全・安心な住まいづくり

○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」を策定し、鶴岡の気候風土に合わせ培われてきた技術、材料やデザインによる快適な住まいづくりを推進します。

○主な施策

- ①だれもが安全に、安心して暮らせる快適な住まいとまちづくりのあり方について検討を進めるとともに、良質な公営住宅の整備を進めます。

(2) 住宅・建築物の耐震化の向上

○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修等を促進します。

○主な施策

第3節 安全・安心な生活基盤の整備

(1) 快適で安全・安心な住環境整備

○施策の方向

住宅施策の指針となる「住生活基本計画」に基づき、高齢者、障害者などの住宅困窮者のための住宅セーフティネットの構築を図り、若年・子育て世帯には定住促進につながる住宅建築の支援を行います。また、空き家の適正管理と有効活用により良好な住環境整備を図り、地場産木材や地元職人の技術を活かした快適な住まいづくりを促進します。

○主な施策

- ①高齢者、障害者などの住宅困窮者への良質で安定した住宅の供給を図るため、公営住宅の整備・保全を計画的に進めるとともに、民間既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- ②若年・子育て世帯向けに、低価格帯の住宅を求めやすくするような市街地の土地利用策や建築支援の仕組みをつくり、定住促進を図ります。
- ③空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家の発生を抑制するために、民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。
- ④地元の職人技術や地場産木材を活用した新築住宅や住宅リフォームの支援により、地域資源の利用を促進し、地域住宅関連産業の活性化を図ります。

(2) 住宅・建築物の耐震化の向上

○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修等を促進します。

○主な施策

(変更前)

- ①昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準に満たない1戸建木造住宅を重点として、市内の住宅や建築物の所有者が自ら耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう支援します。
- ②市民が安心して耐震改修等を行えるよう、相談体制及び情報提供を充実するとともに、関係団体等と連携し、周知、普及します。
- ③市有施設について、建物施設ごとの耐震要求性能及び耐震診断及び改修の優先度などを勘案しながら計画的に、耐震化を進めます。

(3) 既存ストックの維持管理と有効活用

○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

○主な施策

- ①市有施設の性能の維持、社会的変化や利用者の要望に応じた機能面の向上を図るため、建物や設備の老朽化や改修の実施状況等の情報を集約し、その分析に基づいて計画的かつ緊急性に応じた維持補修を実施します。
- ②統廃合による施設の空きスペースは、市民のニーズに応じられるよう安全性に配慮しつつ検討し、その活用を推進します。

(4) 安全な水の安定供給

○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であるこ

(変更後)

- ①昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準に満たない1戸建木造住宅を重点として、市内の住宅や建築物の所有者が自ら耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう支援します。
- ②不特定多数の市民が利用する民間の大規模な特定建築物などについては、県と協力し、耐震化を促進します。
- ③市民が安心して耐震改修等を行えるよう、相談体制及び情報提供を充実するとともに、関係団体等と連携し、周知、普及します。
- ④市有施設について、建物施設ごとの耐震要求性能及び耐震診断及び改修の優先度などを勘案しながら計画的に、耐震化を進めます。

(3) 既存ストックの維持管理と有効活用

○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

○主な施策

- ①市有施設の性能の維持、社会的変化や利用者の要望に応じた機能面の向上を図るため、建物や設備の老朽化や改修の実施状況等の情報を集約し、その分析に基づいて計画的かつ緊急性に応じた維持補修を実施します。
- ②統廃合による施設の空きスペースは、市民のニーズに応じられるよう安全性に配慮しつつ検討し、その活用を推進します。

(4) 安全な水の安定供給

○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であるこ

(変更前)

とから、安全な水の安定供給を行います。

○主な施策

- ①老朽化している施設と管路網の更新等を推進します。
- ②災害に強い施設と管路網を整備するとともに、被災後の迅速な復旧体制を確立します。
- ③上水道事業を効率的に運営するため、組織、事務作業などの見直しを行います。

(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営

○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

○主な施策

- ①地形条件、人口動向など地域の実情を考慮しながら、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の特色を生かし、効率的な整備事業を展開します。
- ②市街地での浸水を防ぐため、雨水幹線の整備を進めます。
- ③下水道管路や処理施設の耐震化とネットワーク化を進め、災害に強い施設造りを推進します。
- ④下水道資源である下水が持つ熱や汚泥を処理する過程で発生するメタンガスの利用、汚泥の堆肥化、燃料化など有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。

⑤下水道の持つ資産の管理に努め、施設設備の延命化による経費の縮減、

(変更後)

とから、安全な水の安定供給を行います。

○主な施策

- ①老朽化している施設と管路網の更新等を推進します。
- ②災害に強い施設と管路網を整備するとともに、被災後の迅速な復旧体制を確立します。
- ③上水道事業を効率的に運営するため、組織、事務作業などの見直しを行います。

(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営

○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

○主な施策

- ①地形条件、人口動向など地域の実情を考慮しながら、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の特色を生かし、効率的な整備事業を展開します。
- ②下水道管路や処理施設の耐震化や津波対策、ネットワーク化を進め、災害に強い施設造りを推進します。
- ③老朽化が進む下水道処理施設や管路施設の長寿命化計画や施設管理計画に基づき事業継続性を高めるため、適切に施設の改築や更新を図ります。
- ④下水道資源である下水が持つ熱や汚泥を処理する過程で発生するメタンガスの利用、汚泥の堆肥化、燃料化など有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。

⑤資産の管理に努め、下水道事業の経費縮減、使用料水準の適正化、接

(変更前)

(変更後)

使用料水準の適正化、接続率の向上を図り、安定した事業経営を行います。

続率の向上を図り、下水道経営計画に基づく事業経営基盤強化を推進
します。

(6) 雨水対策の推進

○施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨により、特に市街地においては道路冠水や低い土地における床上、床下浸水による被害が多発していることから、雨水対策の推進により浸水被害を未然に防除し、市民生活の安全・安心の向上に努めます。

○主な施策

①市街地の雨水対策として、公共下水道雨水計画に基づき既存の水路施設の検証やそれに基づく必要な対策工事を行うとともに、幹線排水路整備を推進します。

(変更前)

(変更後)

第4節 治水と市土の保全

(1) 河川の整備

○施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、生活の安定を図るため、河川の整備を推進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策

- ①河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川改修を促進します。
- ②生態系、自然のおりなす景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

(2) 砂防施設等の整備

○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を推進します。

○主な施策

- ①砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を推進します。

(3) 海岸の整備

○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を推進するとともに、市民

第4節 治水と市土の保全

(1) 河川の整備

○施策の方向

近年、これまでの想定を大きく超える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図るため、河川の整備を促進します。また、施設の適正な維持管理により、持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策

- ①河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川改修を促進します。
- ②生態系、自然のおりなす景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

(2) 砂防施設等の整備

○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を促進します。

○主な施策

- ①砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を推進します。

(3) 海岸の整備

○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を促進するとともに、市民

(変更前)

と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備を推進します。
- ②市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化等を進め良好な環境を維持、保全します。

(変更後)

と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜等）の整備を促進します。
- ②市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化等を進め良好な環境を維持、保全します。